

地域での中小企業・小規模事業者の持続的な発展に向けた環境整備

資料8

●背景

地域の需要の減退

- ・人口減少と高齢化
- ・国内外での競争激化



地域の活力の減退

- ・事業者数の大幅減少
- ・地域の雇用の喪失

●法案のコンセプト

地域の経済・雇用の担い手である中小企業・小規模事業者の持続的な発展のための環境整備

A. 地域での金融機能の強化

- 危機対応時における商工中金の機能強化・ガバナンス強化を図るとともに、地域の新たな経済・雇用の担い手たる特定非営利活動法人の資金調達の円滑化を図る。

B. 地域の需要の掘り起こし

- 域内での需要の起点となる中小企業の商品・サービスに対する域内外の需要を掘り起こす。

C. 地域での経営の円滑な承継

- 遺留分特例の親族外承継への拡充や、親族内承継時の共済金の引上げなどの事業承継施策の充実を図る。

●措置事項の概要

A. 商工中金・信用保険法

(1) 株式会社商工組合中央金庫法の改正

株式会社商工組合中央金庫が株式会社日本政策金融公庫法に基づく指定金融機関として引き続き危機対応業務が的確に行えるよう、所要の措置を講じる。

(2) 中小企業信用保険法の改正

現行法の中小企業者及び小規模企業者の定義規定に、新たに特定非営利活動促進法に規定する特定非営利活動法人を追加する等の措置を講じる。

B. 中小企業需要創生法

※臨時国会提出法案を再度提出

(1) 官公需法の改正

創業間もない中小企業の官公需への参入を促進するべく、新規中小企業者に対する国等の契約の基本方針の作成等の措置を講じる。

(2) 地域資源法の改正

「ふるさと名物」をテコに消費者嗜好を捉えた商品開発・販路開拓を行うべく、地域産業資源活用支援事業計画の創設等の措置を講じる。

(3) 中小機構法の改正

上記措置を補完する情報提供業務の追加等。

C. 承継円滑化法

(1) 経営承継円滑化法の改正

後継者が親族外承継の場合においても、遺留分減殺請求権の対象財産から当該後継者が引き継いだ株式等を除外等する。また、後継者の定義規定を改正する等の措置を講じる。

(2) 小規模企業共済法の改正

親族内での事業承継や役員の退任に係る共済金の引上げを行うとともに、利便性向上のための申込金規定の削除等の措置を講じる。

(3) 中小機構法の改正

経営承継円滑化に関する助言業務の追加等。

「株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律案【商工中金・信用保険法】」の概要

※予算関連法、日切れ扱い

1. 背景

リーマンショックや東日本大震災等といった危機時においても、資力に乏しい中小企業が事業を継続できるよう、株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」）等が危機対応業務を的確に実施することが必要とされている状況。また、地域経済の活性化及び雇用の拡大を図るため、中小企業と同様の事業を行う特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）への金融支援が必要とされている状況。

2. 法律の概要

- (1) 危機時において、引き続き、商工中金が危機対応業務を的確に実施するために必要となる措置を講ずるとともに、完全民営化の方針維持のため政府保有株式の早期処分義務を課す。
- (2) 中小企業と同様に事業を行い地域の経済や雇用を担うNPO法人を信用保険の対象とする。

3. 措置事項の概要

A. 商工中金法の改正

規定上、政府は、商工中金の株式（46%）について、平成27年4月から5～7年後を目途に全てを処分することとされているが、平成26年度末を目途に必要な検討を行うまでは、当該株式は処分できないこととされている。

改正内容（1）：政府保有株式の早期処分

- ① 政府は、市場の動向等を勘案しつつ、適切なタイミングで商工中金の株式を処分できるよう、上記の具体的な期限に代えて早期処分義務を課す。【附則第2条】
- ② 一方、リーマンショックや東日本大震災を経て、民間金融機関が危機対応を行うことが困難である現状を踏まえ、当分の間、危機対応業務の的確な実施のために、商工中金について、政府が必要な株式を保有することを規定する。【附則第2条の3】

改正内容（2）：危機対応を的確に実施するための措置

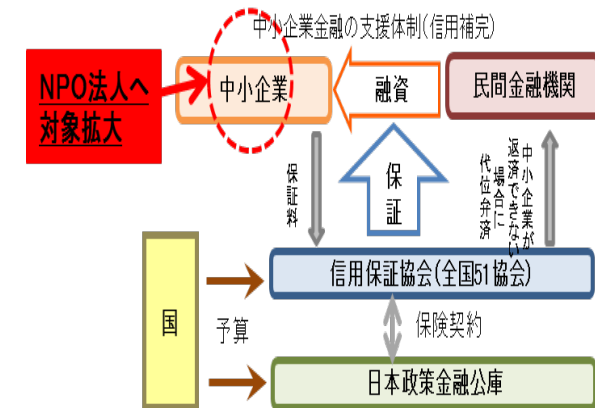
- ① 商工中金が危機対応業務を実施することを「責務」として規定するとともに、その実行性を確保するため危機対応準備金への出資期限の延長、事業計画・業務報告書等の提出の義務付け等を措置する。【附則第2条の2、4～12】
- ② 政府が、適当な時期に、危機対応業務に関する検討を行い、所要の措置を講じることを規定する。【改正法附則第4条】

B. 信用保険法の改正

中小企業と同様に事業を行い、地域の経済や雇用を担うNPO法人が現れつつあるが、その多く（7割強）は信用力に乏しく金融機関からの借入が困難な状況。

改正内容（1）：NPO法人を信用保険の対象化

上記のようなNPO法人の事業資金の調達を支援するため、信用保険の対象とする。【第2条】



※「日切れ扱い」について：現行商中法上、平成26年度末を目途として、政府が商工中金の株式の処分の在り方等に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が規定されており、本法律改正はこれに対応する措置であること、また、危機対応業務の円滑な実施のための新たな政府出資の期限が平成27年3月31日で切れてしまうことから、本法律案は「日切れ扱い」法案となる。

株式会社商工組合中央金庫法改正の概要

1. 商工中金の概要

- 昭和11年に、国と中小企業組合が半分ずつ共同出資し設立。
- 政策金融改革を経て、平成20年10月1日に、株式会社化。
- 組合及びその構成員に対して、融資、預金、為替等を含む総合金融サービスを提供し、危機時のセーフティネット機能も発揮。

【資本金】2,186億円(政府1,016億円(46%)、民間1,170億円(54%))

【資金調達】9兆7,588億円(債券49.4%、預金49.8%)

【貸出残高】9兆4,884億円

【貸出先数】約7万4千先(組合及びその構成員等)

2. 検討の経緯

- 平成20年に株式会社化した後、5～7年を目途に完全民営化すると法律上規定されていた。
- リーマンショックを受け、一部改正法により完全民営化の期限を延長。(平成24年4月を起算点として概ね5～7年後)
- 東日本大震災を受け、一部改正法により完全民営化の期限を延長。(平成27年4月を起算点として概ね5～7年後:現行規定)
- 平成27年3月末までに商工中金のあり方等を見直し、必要な措置を講ずることが法律上義務付けられている。

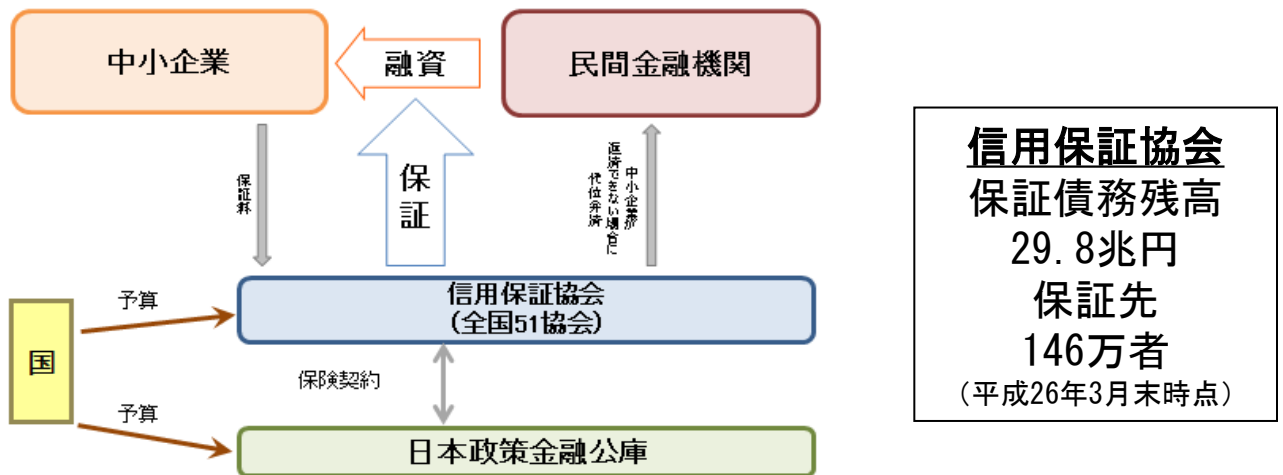
3. 改正法案の具体的内容

- 完全民営化の方針を維持し、政府保有株式(現行46%)全てについて、できる限り早期の処分義務を政府に課す。
【現行法：必要な措置を講じるまで、政府保有株式を処分できない】
- 商工中金に危機対応業務の実施を「当分の間」義務付ける。
【現行法：義務付けなし。いつでも危機対応業務の休廃止が可能】
- 現行法の政府保有株式の全部処分の具体的期限を改正し、「当分の間」、危機対応業務の的確な実施のため、「必要な」株式保有を政府に義務付ける。
- 民業補完の徹底を確保するよう政府のチェック機能をさらに発揮すべく、商工中金の危機対応に関する事業計画提出と、業務報告を義務付ける。

中小企業信用保険法改正の概要

1. 信用補完制度の概要

- 中小企業が民間金融機関から借入を行う際に、信用保証協会がその借入に保証を行い、その保証に対し国が(日本公庫を通じた)保険で貸倒リスクをカバーすることで、中小企業の信用力を補完する制度。



2. NPO法人について

- NPO法人は、平成26年12月現在、49,763法人(認証ベース)設立されている(NPO法人の設立には、特定非営利活動促進法に基づき所轄庁(都道府県または政令指定都市)による認証が必要)。
- NPO法人が行う収益事業は、中小企業と同率の法人税が課される。
- 次のように事業を行い、地域の経済や雇用を担うNPO法人が増えている。

(1) 子育て・女性参画 (NPO法人ママの働き方応援隊)

育児中の母親の就業機会を拡大するため、子どもと一緒に参加できる職業訓練や、企業からの受託事業として母親による広告宣伝・販促活動を実施。

経常収益:73百万円(平成25年度)、従業員数:4名

(2) スポーツを通じた青少年育成 (認定NPO法人ツネイシ・スポーツアクト)

スポーツを通じた青少年の健全育成のため、サッカー場の運営及びサッカースクール事業を実施。

経常収益:185百万円(平成25年)、従業員数:7名

3. 法改正の背景

- 事業を行うNPO法人への資金供給の円滑化のニーズが高まっている。
- 一部信金には貸付実績あり。
(全国の信金の貸付合計:307件、約53億円(平成24年度))
- しかし、7割強の事業者が、社会的ミッションを理解してもらえない、物的担保が無いなどの事情から資金が融通できず、問題を抱えている状況。
- NPO法人の中で、以下のメルクマール等を勘案して中小企業と同様に事業活動を行っていると評価でき、金融機関の審査を通じて融資を受ける場合に信用保証を付すこととする。

- (1) 特定非営利活動で継続した収益事業（課税事業かつ自主事業）を行っていること、
- (2) 収益事業からの収益により雇用を創出していること、
- (3) 多様な主体と連携し、地域の課題解決や活性化に繋がる活動を行っていること、
- (4) 市場の競争において有利となる税制上の恩典を有していないこと
- 中小企業庁「NPOなど新たな事業・雇用の担い手に関する研究会」中間論点整理（平成26年9月）より

4. 改正法案の具体的内容

- 中小企業と同様に事業を行うNPO法人を信用保険の対象とする。

【信用保険法の対象(信用保険法第2条第1項)】

改正後	対象となる者
1号	会社(製造業、卸・小売業、サービス業)
2号	個人事業主
3号	中小企業等協同組合 他
4号	協業組合
5号	医業を主たる事業とする法人
6号	特定非営利活動法人(NPO法人)
7号	商工組合及び同連合会
8号	商店街振興組合及び同連合会
9号	生活衛生同業組合、同連合会等
10号	酒造組合、同連合会及び同中央会 他
11号	内航海運組合及び同連合会



※なお、一般社団法人及び一般財団法人については、設立根拠法律が施行(平成20年12月)されて間もないことから、今後ニーズの確認に努めていく。

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案【中小企業需要創生法】」の概要

1. 背景

経済の好循環を全国に波及させるため、創業間もない中小企業の官公需への参入促進と、「ふるさと名物」をテコに消費者嗜好を捉えた商品開発・販路開拓により地域の需要を創生。

2. 法律の概要

- (1) 創業10年未満の新規中小企業者への配慮を規定し、創業間もない中小企業の官公需への参入を促進。
- (2) 市区町村の積極的な関与による地域ぐるみの取組を促進するとともに、消費者の嗜好と繋がる小売・ネット業者等との連携による、地域資源を活用した「ふるさと名物」の商品開発・販路開拓を支援。

3. 措置事項の概要

A. 官公需法の改正

●官公需において、実績のない企業は国等に知られる機会が少なく、信用も十分ではないため、受注機会が限定的。

改正内容(1): 創業10年未満の新規中小企業者への配慮

創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」と定義し、これに配慮する旨を規定。【第2条、第3条】

改正内容(2): 国等の契約の方針(基本方針)、各省各庁等の契約の方針の策定

中小企業者の受注機会の増大を図るための基本方針を策定。【第4条】
各省各庁等の長は、基本方針に即して、契約の方針を策定。【第5条】

改正内容(3): 契約実績の概要公表

経済産業大臣は、国等の契約実績の概要を公表。【第6条】

改正内容(4): (独)中小機構の情報提供

(独)中小機構は、各省各庁等の依頼に応じて、情報提供業務等を実施。【第9条】

新規中小企業者の提供する
商品・サービスのイメージ

◆ IT分野

・業務改善アプリ等



◆ 防災分野

・備蓄用固形燃料等



◆ グリーン・省エネ分野

・高効率LED灯等



B. 地域資源法の改正

●「地域資源」は全国に豊富に存在する「眠れる宝」。しかし、地域を挙げた取組が少なく、消費者との接点が少ない。

改正内容(1): 市区町村の積極的な関与

市区町村が「ふるさと名物応援宣言」するなど積極的な関与により、地域ぐるみの取組を促進。
【第4条、第15条、第16条、第18条】

改正内容(2): 小売・ネット業者等との連携

消費者ニーズを把握している小売・ネット事業者等が協力者として販路開拓等に協力。【第6条】
一般社団・一般財団・NPO法人が商品開発や販路開拓・情報発信等を支援。【第8条】

改正内容(3): 体験型観光への支援追加

農業体験や産業観光等を支援対象事業に追加し、体験型観光で地域への人の呼び込みを促進。【第2条】

今治タオル



馬路村の
ゆずドリンク



甲州ワイン



C. 中小機構法の改正

改正内容(1):
官公需に係る情
報を集約・提供

【第15条第1項第19号】

中小機構

改正内容(2)
地域資源を活用
する事業者に貸
付ける市町村へ
の高度化融資や
情報提供

【第15条第1項第10号】

※併せて、高度化融資に係る中小機構への立ち入り検査権限の一部を金融庁に委任できる旨を規定【第26条の2】

情報提供

融資等

中小企業需要創生法案の概要

1. 法律案の趣旨

- 経済の好循環を全国に波及させるため、創業間もない中小企業・小規模事業者の官公需の受注促進と、消費者志向を捉えた「ふるさと名物」の開発・販路開拓により地域の需要創生を実現を図る。

2. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正

- 官公需(年約8兆円)における、中小企業・小規模事業者向けの契約目標を設定。平成26年度は4.4兆円(56.7%)としている。
- 創業間もない中小企業・小規模事業者は契約実績が乏しく受注機会が限られている。

- ①創業10年未満の中小企業者を「新規中小企業者」として定義し、官公需において、国等の契約の相手方として活用されるよう配慮する。
- ②このため、国の契約方針の策定、契約実績の概要の公表、独立行政法人中小企業基盤整備機構による協力業務を行う。

3. 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正

- 地域産業資源が全国で14,000指定されており(都道府県が指定)、中小企業がこれを活用して「ふるさと名物」を開発している。
- 販路開拓と、そのためのブランド化が課題となっている。

- ①地元市区町村が「ふるさと名物応援宣言」するなど積極的な関与により、地域ぐるみの取組を促進。
- ②一般社団法人など、ブランド化や販売促進を支援できる主体を支援対象とする。
- ③農林水産物の生産活動の体験や産業観光などに係る事業を地域産業資源活用事業の対象として加える。
- ④独立行政法人中小企業基盤整備機構法を改正し、同機構が市区町村に対し協力することとする。

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案【承継円滑化法】」の概要

1. 背景

- ・事業承継の形態が多様化し、20年前は親族内承継が約9割であったが、近年は親族外承継が約4割と増加傾向であるため、親族外承継を円滑化するための措置を講じることが必要。
- ・中小企業基本法等で掲げられた「事業承継の円滑化」を促進する施策を措置し、中小企業・小規模事業者の持続的発展を図る。

2. 法律の概要

- (1) 経営承継円滑化法において親族外承継の増加に伴い、親族外後継者が贈与を受けた株式等を遺留分減殺請求の対象から除外する等
- (2) 小規模企業共済法において安心して事業承継できる環境を整えるため、親族内で事業承継した際の共済金の支給額を引き上げる等

3. 措置事項の概要

A. 経営承継円滑化法の改正

遺留分特例制度とは

- 安定した会社経営のためには、後継者への株式集中が必要。
- ただし、後継者以外の遺族には遺留分(※)が存在。遺留分の放棄が法的に確定しないと、後継者は後で遺留分相当の株式を請求されるおそれ。
- (※)相続財産は原則として遺言により自由に処分できるが、遺族の生活保障等のため、遺族に留保される相続財産の一定割合(原則法定相続分の2分の1)。
- 遺留分放棄の確定には、遺留分権利者一人一人が家裁の許可を得ることが必要で手間がかかるため、手続が進みにくい。

- ↓
- 後継者が事前に遺留分権利者と合意し、経済産業大臣の確認を受けることにより、家裁の申請手続を後継者が単独で行うことが可能となり、家裁の許可を受けて株式の集中が可能に。

改正内容(1): 遺留分特例制度の対象を親族外へ拡充

親族外承継の割合が増加傾向であるため、遺留分特例制度の対象を「親族外」へ拡大。【第3条～第6条、10条】

改正内容(2): 中小企業基盤整備機構(中小機構)による事業承継サポート機能の強化

事業承継に係る計画的な取組を後押しするため、経営者、後継者等に対して必要な助言を実施。【第15条】

B. 小規模企業共済法の改正

小規模企業共済制度とは = 「経営者の退職金制度」

個人事業者や会社等の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。(中小機構が実施)

(掛金月額: 1千円～7万円)

改正内容(1): 個人事業者の親族内における事業承継の円滑化

現行制度は、廃業した場合に最も多額の共済金を支給するが、個人事業者が親族内で事業承継した場合も、廃業と同様の支給額とする。【第7条、第9条】

＜月額4万円で20年間納付した場合の支給額＞

廃業時	1,115万円	(改正後)
親族内承継時	968万円	→ 1,115万円

改正内容(2): 会社役員の次世代への交代の円滑化

現行制度は、「65歳以上かつ15年以上加入」で、会社役員に在籍したまま高い共済金が支給される(老齢給付)。
65歳以上の会社役員については、退任時の支給額を、老齢給付と同様の支給額とする。【第7条、第9条】

＜月額4万円で10年間納付した場合の支給額＞

老齢給付	504万円	(改正後)
役員退任	480万円	→ 65歳以上の場合 504万円

改正内容(3): 小規模企業の経営状況に応じた掛金の柔軟化

現行制度では、経営の悪化、疾病・負傷等の場合を除き、毎月支払う掛金の額の減額が認められないところ、柔軟に変更可能とする。【第8条】

C. 中小機構法の改正

- 中小機構による経営者等に対する事業承継サポート機能強化(経営承継円滑化法の改正内容(2))【第15条】
- 中小機構による「申込金」に係る金融機関への委託業務の廃止(共済加入時の「申込金」を手続き面の簡素化の観点から廃止する。)(【第17条】

承継円滑化法案の概要

1. 中小企業・小規模事業者の高齢化と事業承継

- 中小企業・小規模事業者の経営者は高齢化（経営者の52%が60歳以上）。10年以内に経営者の半数が引退期に。事業承継が重要な経営課題に。
- 平成25年の中小企業基本法改正、平成26年制定の小規模企業振興基本法において、「事業承継」の円滑化を基本的施策に位置づけ。

2. 事業承継において直面する課題

まずは後継者を決めることが大事。

(1) 相続税の
負担が重い



<株式> 事業承継税制

(相続した株式数の2/3まで、評価額の80%を納税猶予)

<土地> 小規模宅地の課税特例

(土地の相続税評価額の80%を課税価格から減額)

(2) 遺産分配
による株式
の散逸



遺留分特例

(遺族の遺留分放棄を後継者が単独で家裁に許可申請可能等)

(3) 先代の
引退後の
生活が不安



小規模企業共済制度

(個人事業者や会社等の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度)

(4) 後継者が
いない



事業引継ぎ支援センター

(M&Aの専門家(金融機関OB等)が、民間仲介業者、金融機関等と連携し、後継者不在の中小企業者と譲受企業・後継者の仲介支援を行う)

3. 事業承継の円滑化のための施策強化

- 事業承継は、「事業を受け継ぐ側」(後継者)と「事業を譲る側」(先代経営者)の双方に課題。双方の課題解消を一体的に講ずることが必要。
- 経営者の交代を進める制度面での環境を整え、経営者の若返りを促進。

(1) 事業を受け継ぐ側(後継者)の課題と対応

課題

- ①民法の遺留分制度。
(遺留分: 民法上、遺族に、相続財産の一部の財産権を保障する権利)
- ②株式の贈与税・相続税の負担。

近年の傾向

- 事業承継の形態が変化し、近年は、親族外承継が大幅に増加。

経営承継円滑化法

- ・遺留分制度の特例(遺族と後継者の合意等を経て、株式に対し遺留分を主張されるリスクをなくするための手続の特例等)

➡ 今回、親族外承継も対象化

事業承継税制(贈与税・相続税の納税猶予)は、平成27年1月より、親族外承継も対象化

(2) 事業を譲る側(先代経営者)の課題と対応

課題

- 引退後の生活資金の確保

近年の傾向

- ①後継者である子が先代を扶養するとは限らない。
- ②親族外の後継者は比較的短期間で経営交代。

小規模企業共済法

小規模企業の経営者が廃業や退職時に備え、資金を積み立てる共済制度

- ①個人事業主(廃業時に手厚く支給)

➡ 子供が継ぐケースでも支給額を引き上げ

- ②会社役員(65歳以上かつ15年以上の加入で多めに支給)

➡ 65歳以上であれば、退任時の支給額引き上げ

(加入年数によらない)

経営承継円滑化法改正の概要

1. 中小企業の事業承継とその課題

- 事業承継を円滑に進めるためには、後継者へ株式を集中させ、後継者が会社を安定的に経営できるようにすることが必要。
- 他方、後継者には、①株式を譲り受ける際の税負担、②先代遺族から民法上の権利(遺留分)に基づき株式を請求されるリスク、が発生。
⇒円滑な事業承継が阻害されるおそれ。

2. 経営承継円滑化法の概要

- 平成20年に、経営承継円滑化法を制定し、①税負担軽減(事業承継税制)のための認定制度、②遺留分制度の特例、③金融支援、を実施。

①事業承継税制の適用を受けるための認定制度

- ・後継者が経産大臣の認定を受けた場合、先代から取得した株式の相続税・贈与税の納税が猶予される。

②遺留分制度の特例

- ・後継者が先代から生前に贈与された株式等について、先代の推定相続人(配偶者、子供等)との合意・経産大臣の確認・家庭裁判所の許可を得た場合、遺留分の対象から除外される。

③金融支援

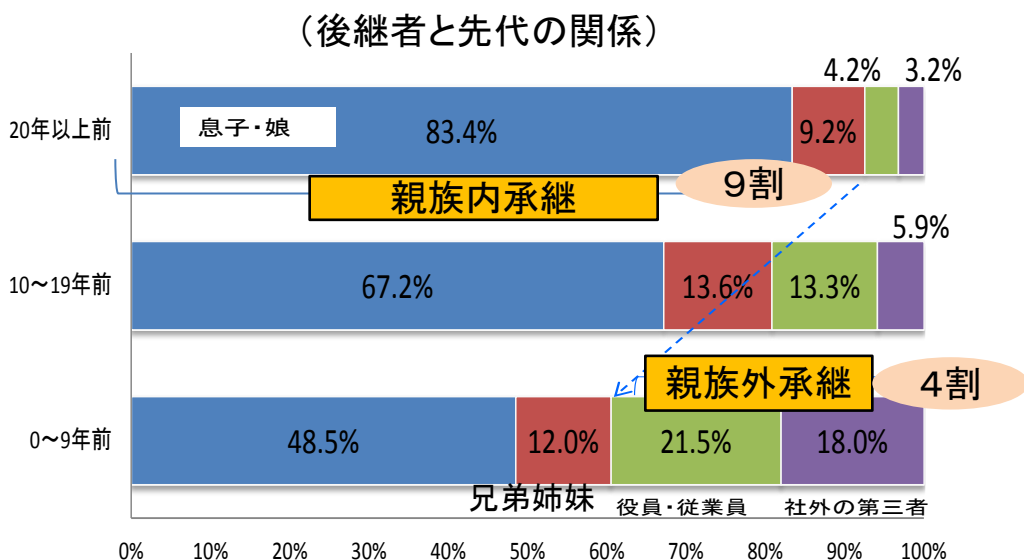
- ・後継者や、後継者が経営する会社が、経営を安定させるため他者から株式を買い取る資金を低利融資(M&Aも支援)。

【実績】

- 税負担軽減(事業承継税制)958件、遺留分特例81件、低利融資1075件(平成21-25年度、法認定に基づく81件を含む)。
- 税負担軽減、遺留分特例による相続紛争の回避により、約1000社の事業活動の継続・発展、延べ約6万人の雇用の場を確保。

3. 改正の背景

- 以前は親族内承継が中心であったが、近年は親族外承継が全体の約4割を占めるまで増加。



- こうした事業承継の形態変化に対応して、事業承継税制や遺留分の特例制度についても、親族外承継を対象に加えることが必要。



事業承継税制は遺留分の特例制度に先行して、平成27年1月1日より親族外承継へ拡充済。

4. 改正法案の具体的内容

- 遺留分の特例制度の対象を、親族外承継等(※)へ拡充。(※兄弟姉妹含む)
→これにより、親族外の後継者も、先代経営者の推定相続人との合意等を経て、遺留分放棄の手続きを単独で行うことができる等の効果。
【現行法：遺留分制度の特例の対象は、推定相続人（配偶者・子供）のみ。】
- 先代経営者、後継者等が円滑に事業承継を進められるよう、(独)中小企業基盤整備機構が必要な助言を実施。

小規模企業共済法改正の概要

1. 小規模企業共済制度の概要

- 小規模企業の個人事業主や会社の役員が、廃業・退職後の生活の安定等を図るための資金として積み立てを行う共済制度。

月額1千円～7万円の範囲で積み立てた掛金をもとに、事業の廃止や退職した際に共済金が支給。平均掛金月額：3.9万円、平均共済額：1,068万円

- 運営主体は、(独)中小企業基盤整備機構。

2. 改正の背景

- 本共済の在籍者数は、122.6万人、全小規模企業の約4割が加入。
- 在籍者の半数近くが60歳以上であり、共済契約者の高齢化が進展しているため、事業承継の円滑化のため制度の見直しが必要。

3. 改正法案の具体的内容

- 現行の制度は、事業の廃止に最も配慮しており、「倒産」と「第3者への事業の譲渡」の際の共済金の支給額が最も高い。
- 今般、「事業の承継」を事業の廃止と同列に位置づけ、事業承継の円滑化のための所要の措置を講じ、新陳代謝を促す。

①個人事業者の親族内承継後の生活資金の確保

- ・ 個人事業者の「配偶者と子への事業の譲渡」については、制度発足当時、引退後は後継者に扶養されることが一般的であったため、事業の廃止時よりも支給額が少ない。
- ・ 他方、現在は、加入者の6割近くが「引退後、親族の支えが期待できない」等の理由から、廃業時との支給額の差をなくすことを希望。



個人事業者が配偶者と子に事業承継した場合の支給額を、廃業した場合と同等とし、事業承継の円滑化を図る。

<掛金4万円で20年間掛金を納付した場合>

法改正前

968万円

支給額比較

147万(15%)UP

法改正後

1,115万円

②会社の役員の引退後の生活資金の確保

- 現行制度では、「65歳以上かつ15年以上掛金を納付した場合」については、廃業時に次いで高い共済金が支給される（老齢給付）。
- 他方、会社の役員を退任した際は、65歳以上であっても、15年以上掛金を納付していなければ、支給額が相対的に低い。
- このため、15年の条件を満たすまで、役員の地位に留まることを促すことになっている面がある。



65歳以上の役員が任意に退任した場合の支給額を、老齢給付と同等に引き上げ、新陳代謝を促す。

＜掛金4万円で10年間掛金を納付した場合＞



- その他、加入者のニーズを踏まえ、制度の利便性向上のため、「掛金の額の変更の柔軟化」等の所要の措置を講ずる。